○山梨県警察ふれあいＦＡＸネットワーク運用要領

（平成１９年３月２８日
通達（地企）第１２６号）

第１　目的

この要領は、交番及び駐在所に設置されているＦＡＸを活用した地域安全情報の発信（以下「ふれあいＦＡＸネットワーク」という。）要領等について必要な事項を定めることを目的とする。

第２　ふれあいＦＡＸネットワークの概要

あらかじめ送信先をグループ別にプログラム登録しておくことによって、プログラムボタンを１回押せば、同一原稿を順次自動送信できる機能を有している。したがって、この機能を活用し、地域安全情報をタイムリーに提供しようとするものである。

なお、登録方法については、設置された機種により異なるため、当該機種の取扱説明書を参照し、登録対象（送信先）リスト（第１号様式）により送信先ををグループ別に登録すること。

第３　ふれあいＦＡＸネットワークの登録対象の選定

１　登録対象の選定

ふれあいＦＡＸネットワークの登録対象は、交番及び駐在所管内のＦＡＸ所有者のうち、交番及び駐在所活動に対する理解と協力が得られる者で、地域の安全確保に効果的と認められる者を選定すること。選定した登録対象は、「誰に何を伝えるか」を基準として、管内の実情に応じて、分類例を参考にグループ別に分類し、登録対象（送信先）リストを作成すること。

分類例　A　官公庁

B　自治会役員、防犯連絡所、ふれあい連絡会員などの地域リーダー

C　教育委員会、幼稚園、小学校、中学校等

D　金融機関

E　深夜スーパー・コンビニエンスストア等

F　旅館、ホテル等

G　交通機関、ガソリンスタンド等

２　登録対象（送信先）リストのチェック

登録対象（送信先）リストは、警察署地域課長（以下「地域課長」という。）がチェックした後、警察署長の決裁を受けること。

３　登録対象の承諾と協力の確保

交番所長及び駐在所（長）勤務員は、ふれあいＦＡＸネットワークの登録対象者に対しては、必ず個々に面接して趣旨を説明し、事前に承諾と協力を得ておくこと。

なお、協力依頼については、協力依頼文例（第２号様式）に倣い、署長から協力依頼文書により書面をもって依頼すること。

第４　情報発信の内容

日常の地域警察活動を通じて収集した地域情報のうち、地域安全情報として地域の住民に知らせたい、又は知ってほしい情報、発生した犯罪等に対する情報などについて、次のような内容の情報を提供する。

(1)　地域住民に身近な犯罪に関する発生情報

(2)　遭難、水難、災害、行方不明等に関する発生情報

(3)　犯罪の危険箇所、事故の多発箇所等予防を呼び掛ける情報

(4)　少年非行に関する情報

(5)　風俗環境の侵害に関する情報

(6)　高齢者など社会的弱者の保護に必要な情報

(7)　その他地域住民の不安を解消するために必要な情報

第５　実施上の留意事項

1　交番等から発信する情報は、内容、あて先について、地域課長に報告し、事前にチェックを受けてから発信すること。

なお、地域課長は、発信する内容について、個人情報、プライバシー保護等の観点からチェックし、必要と認められる場合は、警察署主管課長と協議した後、警察署長の決裁を受けること。

2　警察署地域幹部は、所管区を越えて情報提供することが効果的であると認められる事案については、各所管区に積極的に情報を提供するなどふれあいＦＡＸネットワークの活用に配意すること。

3　ふれあいＦＡＸネットワークに使用する帳票は、帳票作成例（第３号様式）に倣い、あらかじめ定型の様式を定めておき、ふれあいＦＡＸネットワークの通信であることが一見して判るようにしておくこと。また、一旦定めた様式は安易に変更しないこと。

4　登録対象のＦＡＸは、原則として自動受信機装置付きの機器であることが必要である。

自動受信装置付きの機器でない場合は、個別送信することとなるので、登録対象選定時に配意すること。ふれあいＦＡＸネットワークにより自動送信した場合は、送信後、通信結果レポートが自動的に印字されるので、送信されていない箇所を確認の上、個別に送信すること。

５　本来配付すべきものまで安易にＦＡＸ送信で済ませることのないように配意すること。

第６　報告

１　ふれあいＦＡＸネットワークの構築状況を記載する登録対象（送信先）リストについては、変更等が生じた都度、本部地域課あてに報告すること。

２　ふれあいＦＡＸネットワークの運用結果については、毎年７月と翌年１月に、半年ごとの運用状況を本部地域課あてに報告すること。

３　ふれあいＦＡＸネットワークに関する問題点、効果的事例及び住民等の反響は、その都度事例報告すること。

第７　実施年月日

この要領は、平成１９年４月１日から実施する。

（様式省略）